

環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2016年2月25日から2016年3月24日までに公布された主な環境法令	… 3
	2016年2月25日から2016年3月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	… 3
	2016年2月25日から2016年3月24日までの主な行政情報	… 3
	2016年2月25日から2016年3月24日までの主な裁判情報	… 8
	2016年2月25日から2016年3月24日までの主なニュース	… 8

「環境法政策を読む」水銀廃棄物処理 4

水俣条約対応技術的事項検討会
平成27年度第5回（通算第7回）

2013年10月に採択された水銀に関する水俣条約の締結が、2月2日閣議決定された。締結に必要な準備として、水銀の産出から使用、廃棄に至るまでの水銀のライフサイクル全体にわたる環境中への排出を削減する措置を講ずるため、2015年6月12日に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が成立し、法施行（分別回収責務については2016年12月18日施行）までに必要な事項についての検討が進められてきた。3月3日の本検討会で、「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（案）が示された。

□ 「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（案）〔抜粋〕

4. 情報提供のあり方

(2) 情報提供の内容・方法

水銀使用製品の情報提供は、基本方針を踏まえ、下記の通り行う。

<表示>

- 水銀等の使用を認識すること等により、市町村等の分別・回収ルールその他廃棄物処理法等を踏まえた廃棄の必要性を認識できるものであること。なお、基本方針を踏まえた上で、分別・回収の重要性や水銀使用箇所、水銀含有量（重量、濃度）についての情報も可能な限り含めることが望ましい。パッケージ表示や取扱説明書記載を併せて行うことで、更に表示以外の方法を併せて行うことで、必要な情報提供を補完することも考えられる。
- 分かりやすい、統一感のあるシンプルなものを用いる。（表示の統一感や効率性の観点からは、海外における表示との整合性も考慮）。
- 製品廃棄段階で水銀等が使用されていることが容易に認識されることが重要であることから

本体表示を行う際は、製品の廃棄段階まで維持される方法とする。

- 消費者による製品選択に資するという意味では、販売店店頭で選択される商品については、パッケージ表示の効果は比較的大きいと考えられる。

<表示以外の情報提供>

- 水銀使用製品のうち使用者が多数であるもの、カタログ・パンフレット及びウェブページにおいて選択されるものへの効果が比較的大きいと考えられる。
- 水銀使用製品の判別方法、分別・回収の重要性、処分方法に関する情報を含める。カタログ・パンフレットへの掲載・配布、ウェブページへの掲載、販売店での告知等により行う。なお、消費者による製品選択に資するという意味では、製品選択の際に直接目にする情報提供の方法や場所での情報提供の効果は比較的大きい。情報の内容に応じ、カタログ・パンフレット、ウェブページ及び販売店の中から複数活用することも考えられる。

5. 情報提供の開始時期

- 水銀汚染防止法第 18 条の施行日は平成 28 (2016) 年 12 月 18 日であるが、情報提供については、当該施行時期に関わらず、順次実施していくことが望ましい。

【委員からの主な意見等】

- ガイドラインに沿った表示ができているか、見える形で検証し、消費者に伝える公開の場が必要。施行日 (12 月 18 日) が一つの目途。

水銀汚染防止法 第 18 条 (事業者の責務)

水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するよう努めなければならない。

■ 事業者における留意点

水銀に関する水俣条約は、50 か国が批准してから 90 日後に発効する。日本は本年 2 月 2 日に批准し (23 番目)、今年の秋に 50 か国に達する見込みとされている。条約の発効に向けた準備として、締約国会議第 1 回会合において採択されるべき手引等についての議論が政府間交渉委員会で進められている。

法施行の準備の一環である本ガイドラインは、中央環境審議会並びに産業構造審議会に報告されたのち、パブリックコメントに付される予定である。

法施行後も、環境省・経済産業省は、水銀使用製品への水銀等使用に関する表示等の情報提供を、ヒアリングや試売調査を通じて把握するとともに、この結果を踏まえ、必要に応じて当該ガイドラインを見直す等の措置を取るとしている。

廃棄時における環境汚染を防止し、適正処理を実施する上で情報提供の重要性が増している。事業者として、ガイドラインへの対応のみならず、施策の動向にも注視していく必要がある。